

2. 施策の基本方向

(1) 教 員 配 置

盲、聾、養護学校教育水準向上のため、標準法定数の充足を図る。

(2) 事務職員、寮母

職務や役割を一層自覚するとともに、有能適格者の確保に努め、標準法定数の充足を図る。また、養護学校における介助員の配置促進に努める。

(3) 教 職 員 構 成

盲、聾、養護学校教育水準維持のため、教員の性別、年齢、「盲、聾、養護学校教員免許状」等を考慮した教員構成を図る。

また、盲、聾、養護学校教員免許状の非所有者に対し、資格付与講習会への参加を奨励する。

第3項 施設・設備

1. 現 状 と 課 題

(1) 施 設

本県における養護学校建物（校舎、屋内運動場及び寄宿舍）の構造別保有率を全国平均と比較しながらみると、図2-5-14のとおり、校舎は、全国平均と同様に、鉄筋の比率が極めて高く、耐火構造化が図られている。

屋内運動場の耐火構造率（鉄筋と鉄骨の比率を加えたもの）は、校舎及び寄宿舍と比較すると、かなり低い。

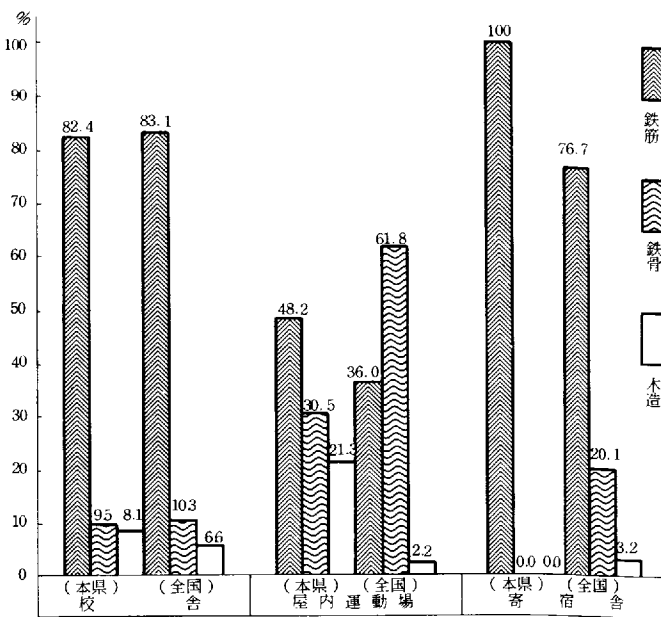
また、全国平均と比較しても、かなり低く、今後、増改築等の事業を実施するのに当たっては、耐火構造建築に改善する必要がある。

寄宿舍は、鉄筋の比率が100%となり、完全な耐火構造である。

このように本県養護学校建物の耐火構造率は、屋内運動場を除き、極めて高く、建物構造上からの防火体制は、ほぼ十分な状況にある。

盲、聾学校建物（校舎、屋内運動場及び寄宿舍）の構造別保有率を全国平均と比較しながらみると、図2-5-15のとおり、校舎は、鉄筋比率77.8%、鉄骨比率8.3%となり、耐火構造率は全国平均より高く、耐火構造化が図られていることを示している。

図2-5-14 養護学校建物の構造別保有率



注：1. 「公立学校建物の実態調査報告」(昭51)による。

2. 構造別保有率 = (構造別保有面積) ÷ (保有面積) × 100